

令和 8 年 第 3 回

高松市議会臨時会議案（Ⅱ）

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

目

次

議案第58号	高松市監査委員選任について	1
議案第59号	高松市監査委員選任について	3

議案第 58 号

高松市監査委員選任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会議員のうちから、次の者を高松市監査委員に選任したいので、同意を求めます。

令和 8 年 5 月 13 日提出

高松市長 大 西 秀 人

中 西 俊 介

(参照)

地方自治法（抜粋）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第2項～第5項 省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

議案第 59 号

高松市監査委員選任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会議員のうちから、次の者を高松市監査委員に選任したいので、同意を求めます。

令和 8 年 5 月 13 日提出

高松市長 大 西 秀 人

坂 下 且 人